

# 令和7年度第2回長崎市男女共同参画審議会議事録

- 1 開催日時 令和7年11月13日（木） 14:30～16:30
- 2 開催場所 長崎市役所11階 中会議室（長崎市魚の町4番1号）
- 3 議題
  - (1) 第3次長崎市男女共同参画計画後期行動計画の素案について
  - (2) その他

## 【会長】

それでは議事に入る。議題の第3次長崎市男女共同参画計画の素案について、事務局からの説明をお願いする。

## 【事務局】

～説明～

## 【会長】

ただいま事務局から説明があった、第3次長崎市男女共同参画計画後期行動計画の素案について協議を行う。多様性を認め合う社会の実現の考え方や女性支援新法に対応するため、施策の方向や取組内容を変更している。これを踏まえて、何かご意見やご質問はないか。

## 【会長】

私からよろしいか。27ページの取組番号51「家族経営協定の締結促進（労働時間の適正化、休日の取得促進）」について、女性農業者の経済的地位の確立のためというところが削除されて、「家族経営協定の締結促進」という文言になっているが、あくまでこれは農業従事者にターゲットを絞っているとして、この言い方ですぐ分かるのか。取組内容に農業というのは全く出てこない。

## 【事務局】

家族経営協定とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件、あるいは就業環境について、家族で話し合いながら取り決めるもので、家族みんなで実行し、必要に応じて見直していくものである。

あくまでも農業経営についてということになるので、より分かりやすい表現にできないか調整をしたいと思う。

## 【委員】

13ページの主要課題をまとめている部分について、既存の防災復興における男女共同参画の推進が「男女それぞれの視点での防災への取り組みと災害対応」となっており、ずっと考えているが、なかなかいい表現が思いつかない。

あくまで問題提起だが、前回の審議会でもあったように「男女」というワードについて多様性を考慮することとし、例えば、「誰もが」とか「パートナー間」とか、少し違う表現が工夫されている中で、ここに「男女」という表現が残ることに少し引っかかりを覚えた。ぜひ皆さんにご協議いただきたい。

#### 【事務局】

防災復興の観点において、例えば、男性、女性、あるいは性的少数者のかたも含めて避難所において様々な配慮を要することなどを明確に視点として加えたいという趣旨であったが、ご意見にあるように男女の枠にとらわれないというところを踏まえて、より適切な表現がないか検討したい。

#### 【委員】

今おっしゃったように「男女の枠にとらわれない」と言いながら、男女と書いてあるのが少し違和感ある。

#### 【委員】

やはり「男女」を書いてしまうとよくない。「男女」と記載するのは分けてしまうということになるので入れないほうがいい。その人に応じたできることということで、上手く言えないが、学校現場でもグランドピアノを運ぶ時に「男の先生来てください」とった言い方を以前はしていたが、「力に自信がある人運んでください」という言い方をするようになっている。

#### 【事務局】

委員がおっしゃるとおり、防災や避難の現場は、男女だけにとらわれるものではないという認識を私も持っている。そこに「男女」と書いてしまうことで、理解を進めるとすれば、「誰もが」とか様々な方々を包含する表現したほうが望ましいのではないかというご意見かと思う。ご意見としていただきて、適切な言葉があるのかというのを検討させていただきたい。

#### 【会長】

それでは、この部分はもう一度検討していただきたい。

#### 【委員】

22ページの取組番号18番で変更になった「エイズや性感染症など性に関する正しい知識の普及・啓発の充実」の説明において、派遣講師が充実し行き届いているので講師派

遣にこだわらず啓発の充実としたと説明があったと思うが、どのデータで性感染症等に関する派遣講師の授業が学校等で充実しているのか教えていただきたい。

#### 【事務局】

データとして持っているものではないが、今年度から包括的性教育について中学校で講師派遣ができるような体制になり、そういった状況も踏まえて変更している。以前より充実したというか、体制が取れるようになったということであり、完全な状態というわけではないが、そういった状況を踏まえて、さらに幅広い視点で取り組みを進めるという趣旨である。

#### 【委員】

包括的性教育普及事業が今年度の4月から開始になり、性感染症については、中学3年生の保健体育の中で習うと思う。その中で包括的性教育普及事業を使用した派遣講師の授業が行われているのが、中学校1年生から2年生が多い。性感染症に関する正しい知識を包括的性教育普及事業で教えている学校のほうが多いのではないかと私が派遣講師として講座を実施する中で感じる。

感染症予防のための学校への講師派遣は、感染症対策室が所管となっていると思うが、性感染症に関しては、年々梅毒をはじめ、感染している人の増加がニュースに取り上げられているので、啓発の充実でももちろん十分だと思うが、総合的性教育普及事業で全てまかねているのかといえば、そうではないという現状も知りたい。

#### 【会長】

講師派遣という言葉が削除されるが、啓発の充実として引き続き講師派遣も充実させ、取組内容からは削除されるが実際の行動としては推進していくという理解で大丈夫か。よろしくお願ひする。

#### 【委員】

ながさき女性・団体ネットワークで出た意見だが、取組番号17「学校教育における性教育の充実のため、外部講師の活用及び性教育に関する調査の実施」と取組番号18「エイズや性感染症など性に関する正しい知識の普及・啓発の充実」に関係して、中学1年生はジェンダーについてとか、2年生は何について、それから3年生はデートDVについてとか、テーマを決めていくと確実に内容を押さえられると思う。学年ごとのテーマを決めたほうがいいという意見が団体の中で出たので参考までに。

#### 【会長】

今のことについて、学校教育課から何かないか。

#### 【事務局】

外部講師を利用した性教育の状況を学校に調査して調べた。例えばDVとか、妊娠にかかる性のお話とか、LGBTQのジェンダーフリー等の話題とか、そういうところを学年ごとに計画的に実施しているかどうかまでは申し訳ないが把握ができない。中学3年生では保健体育の授業です、中学2年生では外部講師の講演をするというようにされているのではないかと思う。

市立中学校の例で申し上げると、市内に37校あるが、そのうち現時点で34校が外部講師を招いて性教育の研修を行っている。残りの3校については、伊王島、高島、日吉の極小規模校で、生徒が少ないということで何年かに1度外部講師を招いている。招かない年度については、養護教諭等で行ったりしており、今年度は外部講師を招かない年に当たっているようだ。逆に言えば、それ以外の学校は全て外部講師を招いて性教育に関する学習が行われている。

講師は長崎県が派遣する講師、長崎市が派遣する講師、アマランスが派遣する講師と3種類ある。その3種類から3人の講師を呼んでいるところは、全ての学年において計画的に進んでいると考えられるが、3人の講師を呼んでいる学校が3校で、それぞれ県市やアマランスの講師を招聘している。それぞれの学年の状況に応じて講師を割り当てている。他の学校は、そのうち2名を呼んだり、1人だけ呼んだりとかというところがあるので、学年をまたいで1人ずつ呼んだり、あるいはどちらかの学年に1人呼んだりという状況ではないかと思う。ちなみに、小学校は、67校中13校が外部講師を呼んでいる。

#### 【委員】

外部講師は少ないのか。

#### 【事務局】

講師にも限りがあるようで、小学校に外部講師の派遣が少し広まっている。13校のうち、長崎県が今年度から講師を10校派遣してくれるようになっている。その分を小学校に回したいような状況も聞いている。これから外部講師を小学校にももっと広めていくには、講師になっていただけるかたも確保していかないといけない状況があると思う。

#### 【委員】

36ページの主要指標6「性教育に関わる外部講師の活用率」は、市以外の県から派遣されている講師とか外部講師の活用も、この数にカウントされていくということか。

#### 【事務局】

今年度分は入っている。

#### 【委員】

8月に開催された第1回審議会では、アマランスの派遣講座の分が性教育の外部講師数という報告だったと思うが、今年度のまとめとしては、市の包括的性教育普及事業での性教育の派遣とアマランスの性教育の派遣講座の他に、例えばPTAとか育友会が自費で呼んでいる学校もあると思う。そしてプラスして県の派遣事業。これは医師会だと思うが、医師会の派遣事業というのも全て含めた上でこの主要指標というのは目標値になっていくのか。

#### 【事務局】

おっしゃるとおり、私が今お伝した数字についても、県も含めて学校に外部講師を招聘した数でカウントしている。

#### 【委員】

先ほどの、予防啓発のための学校への講師派遣という文言を削除して、啓発の充実という言葉に置き換えるという部分だが、今の議論を伺っていると、今までより講師派遣が普及しているが、さらに定着させたり、その内容の充実を図っていったりというのは、これからも必要なことと感じたときに、予防啓発のための学校への講師派遣など啓発の充実みたいな形で文言を残すというのも1つ案としてはあり得るのかと思ったので、ご検討いただきたい。

#### 【会長】

取組番号18に「講師派遣」という言葉を残したまま、充実させていくというのを明確にしたらどうかということをご検討いただきたいと思う。今のお話でも、講師の育成とか小学校低学年への派遣とか、体系的な教育とかいうのがとても重要と思うので、取組番号18の表現を再検討いただけたらと思う。

#### 【事務局】

市民の皆様にも意図がしっかりと伝わるような表現を、ご意見も踏まえて検討させていただきたいと思う。

#### 【委員】

今年度、本校も包括的性教育を実施したが、大変内容がよくて、講師の先生のお話とか実際に赤ちゃんを連れてきてもらったりして、非常に充実した性教育ができたと思う。実際に派遣申請を出すのは養護教諭なので、養護教諭がさまざまな講師の先生を知らないとお願いできないところがある。

それと、今回の包括的性教育の中で、エイズとか性感染症についての話もあった。学校教育課と感染対策室の両方が実施すると、教職員がどちらに申請を出せばいいのか分からないので、一元化できないものかと思う。できれば一括でできないのかお願いしたい。

**【会長】**

感染症対策室の同席がないので、学校教育課から窓口の一元化についてどうか。

**【事務局】**

性教育の講師派遣受付については、学校教育課の保健体育係で行っているので、そちらのほうでと思っているが、性感染症に関する申込先が分かれているのを把握しておらず申し訳ない。おっしゃるとおり、窓口が一元化した方がいいか思うが、担当係に確認して対応していきたいと思う。

**【会長】**

他に何かご意見はないか。

**【委員】**

取組内容の全般に言えることだが、例えば27ページの取組内容49番「ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催」は、参考資料を見ていてもすごく抽象的というか、具体的な内容について、いつどこでどのようにするのか明記されていないが、これから作るということなのか。

**【事務局】**

27ページの取組番号49「ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催」については、具体的には男女共同参画推進センターアマランスで実施している講座のことを指しており、その中で様々な男女共同参画に関するテーマの講座を行っている。ワーク・ライフ・バランスに関するものも取り上げており、しっかり進めていくという趣旨で書かせていただいている。

**【委員】**

例えば、講座を開催してアンケートの回収などはしているのか。

**【事務局】**

各講座受講者にアンケートを実施して、その中で理解がどう深まったかなど、データとして集計している。

**【委員】**

効果検証というところで、アンケートを回収して実際に普及浸透しているのかを確認するというのはすごく大事だと思うので、継続していただきたい。

もう1つ、人権男女共同参画室担当の取組みが多いと思うが、取組み数と何人で対応しているのかを教えていただきたい。

### 【事務局】

人権男女共同参画室担当となっている取組だが、体制は大きく2つある。人権男女共同参画室が直接実施する事業と、男女共同参画推進センターアマランスの講座等で行う事業の2つである。

男女共同参画室は室長、係長、職員が5名の計7名体制で、アマランスは現在8名で運営している。

### 【委員】

取組み数が多いので、すごくいいことではあるが、もっと絞って実施をされたほうがいいと思う。全てやるとなると、なかなかフォーカスできないというか難しいのではないかと思うので、そのあたりも検討いただけたらと思う。

### 【会長】

先ほどおっしゃった取組内容が多く掲載されているが、実際の行動計画としてはもっと細かく考えられているのかということに関してはどうか。取組内容なので、広く書いているだけで、実際の行動計画ということの項目についてはまた別個あるということなのか。

### 【事務局】

記載している取組内容は、推進目標の達成に向けた課題をクリアしていくために、各施策の方向に沿った取組みをどう進めていくという作りになっている。

全部で92項目のうち、人権男女共同参画室が担当となっているものは他の課と一緒にやっているものも含めて45項目ある。しかしながら、男女共同参画を進めるにあたっては幅広い取組みが必要であるため、このような形で計画をつくっている。

### 【委員】

33ページの赤枠で囲んである主要課題9が、「貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」となっている。貧困ということで非常に経済的に厳しい面があるのではないかと思うが、実際に人権男女共同参画室で、どのように貧困の女性への支援をしていくのか。実際にお金を出すわけではないと思うので、関連の担当課と連携して進めるのかということと、心の病を抱えている女性の方も多く、その子どもが学校に行きづらいという事例がある。そういう支援とか、もちろん子育てサポート課とも連携をしていかないといけないと思うが、どのように進めていくのか。

### 【事務局】

貧困等という課題については、関係する課もたくさんあると認識している。現在、人権男女共同参画室として記載しているが、私どもだけでできるものではないと考えており、府内、あるいは関係機関等と連携しながら進めたいと考えている。

例えば、人権男女共同参画室の取組みとして長崎市社会福祉協議会に委託し、女性相談サポートセンターを運営している。ここでは、仕事、暮らし、住まいなど、様々な困りごとの相談をお受けして、必要に応じて関係機関につないだり、同行したりするなど、寄り添った支援を行っている。そういうつながり先の機関も、同じサポートする仲間でもあるので、しっかり連携をして進めていきたいと考えている。

#### 【会長】

心の病とか、それをケアするヤングケアラーの問題はどうなっているのか。

#### 【事務局】

それも関係機関でつないでいくということで認識している。

#### 【事務局】

昨年度から、こどもみらい課に「こども相談センター」ができている。学齢期以上の子どもとその保護者が相談できるところだが、主にヤングケアラーとか、貧困とか、そういう家庭の相談を受けている。その背景には複雑な課題がある家庭が多いということがある。

私ども子育てサポート課は「こども家庭センター」として、児童虐待とか課題を持つ要保護家庭の支援を行っている。入り口は「こども相談センター」であったり、貧困であれば生活福祉課であったり、不登校であれば教育研究所であったり、いろいろな入り口はあるが、そういう困難な課題を抱えた子どもの家庭ということであれば関係機関が一堂に会してその家庭の課題を共有し、どういう方針で支援をしていくのかという役割分担をして、進捗状況を確認しながら支援を進めているところである。この会議は児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会という会議になる。

#### 【委員】

人権男女共同参画室がその窓口になるということか。いろいろな関係機関がつながっていく、そういう認識でいいということをいいか。

#### 【会長】

窓口は多方面にあって、様々な入り口から入れるということなのか。

#### 【事務局】

先ほど申し上げたように、関係する府内の関係課や関係機関がたくさんあり、代表して人権男女共同参画室を記載しているが、これだけでいいのかというのはある。特に関

係の深い課も記載したほうが分かりやすいとか、そういったところがないか改めて検討させていただきたい。

### 【委員】

貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援というところで、先ほどの私が提案した内容と重複するが、女性等に限っている理由があるのか。私の知人でシングルファーザーがおり、以前はシングルマザーには育児の手当があるがシングルファーザーだともらえないとか、子どもを育てるために仕事を減らして収入が減るのに、そこに対するケアがないという話を聞いたこともあった。

貧困という意味でいうと女性に限らないという中で、あえて男女共同参画の視点から女性の支援というのを先んじてやらなければならないのは、これまでの事情とか背景があるのであれば伺いたい。

### 【事務局】

女性等という表現の部分であるが、施策の方向を「貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」としており、これは国の計画と表現を合わせている。法律の名前も「困難な問題を抱える女性」とある。

例えば取組番号58は、「ひとり親家庭の支援」ということで、母子家庭や父子家庭などさまざまな形があると思う。そこは女性だけということでもない。DVについても、女性に限るということではないと考えている。

### 【会長】

この新法が「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」という名称なのでこういう書きぶりになっているという理解でいいか。

### 【委員】

今の「貧困と生活との女性の支援」の支援というところで考えたときに、上段に記載の「雇用の場等における男女共同参画の推進とワーク・ライフ・バランス」とも関係があるが、国では育児や介護、仕事の両立ということで、助成金等の支援体制とを構築している。なかなか周知が行き渡ってないところもあるが、我々もあらゆる場を活用しながら周知活動に努めている。

長崎市でも、助成金等の支援を使えるものは使えるという周知していただきたい。もちろん要件に該当することが必要になってくるが、困った人にはこういった助成金を活用して諦めないで働きながら育児や介護を両立させるという観点で応援していくというところがある。ぜひ連携してやっていきたいと思う。よろしくお願ひしたい。

例えば、資料の配布とか、講師派遣も可能で、厚生労働省で委託している。長崎働き方改革推進支援センターが五島町にあるが、専門医や専門の社労士がいて相談に乗ってくれる。ぜひ広くご活用をお願いしたいと思っている。よろしくお願ひしたい。

### 【会長】

とても力強いご意見をいただいた。人権男女共同参画室だけでいろんなことをするのは大変なので、さまざまな機関を巻き込んで進めていただきたいと思う。他に何かご質問やご意見などはないか。

### 【委員】

先ほどの「困難な問題を抱える女性」は、もともと売春防止法から来ていて、その時は、保護更生を目的として困難な問題があつてお金がないとかで体を売ってしまう女性を更生しよう、正しい道に導こうという方向性で作られたものが、今回、そうではなく、保護していく対象だということで法律改正になった。これだけ見ると、なぜ女性だけ支援しているのかとなるが、非常に大切な法律だと私は考えている。その前提があるというところを知っていただければと思っている。

困難な女性の支援に関する法律ができて、県の審議会でも申し上げたが、DVについては被害者支援だけでは限界があり、加害者更生プログラムの視点を持っていなければ、ジェンダーについて偏った考え方があるが故に暴力につながってしまう状況があるので、加害者への更生を被害者支援として行うという視点を市のほうにも持っていていただきたいと思っている。加害者更生プログラムをほぼボランティアでやっている組織もあるので、被害者支援の中に加害者の更生プログラムがあるということを、文言に入れるかは別として、そういうことをやってほしいということをお伝えしておきたい。

### 【会長】

事務局から何かあるか。

### 【事務局】

市ではDV対策のための被害者支援連携会議があり、そこで講師を招いて研修をしている。今年度は、被害者支援の知識を深めるために、加害者更生プログラムに関する研修を行い関係課で共有した。そういうこともしっかりと視点に入れながら進めていきたい。

### 【会長】

よろしくお願いしたい。

### 【委員】

28ページの取組番号57「医療費の負担額の一部助成」は大変ありがたい。しかも、高校生世代以下ということになると、家計としても大変助かると思うが、どういう形で助成されるのか。私が子育てしていた頃は、助成金の申請書に領収書を貼って郵送していたような覚えがある。今はマイナ保険証になっているので、病院に行くだけで助成金が手続きなしでもらえればいいと思っているが、今はどう進めているのか。

### 【事務局】

手続きについては、中学生までは現物給付で自己負担額だけ支払えばいい。高校生世代については償還払いとなっており、申請をしていただいて、該当する金額が給付されるという仕組みになっている。

### 【事務局】

補足して説明させていただく。子ども医療費の高校生世代への拡大は、令和3年か4年くらいに拡大されたが、長崎県が制度を主導していて、県内の市町がそれに連動して取り組むという制度になっている。つまり、県が定める枠組みで市町がその事業を実施すると、県がそれに対して補助を財政支援する仕組みであるが、残念ながら、県の仕組みが請求書で請求しないとお金がもらえない償還払いになっている。窓口で割り引いてお支払いするのが現物給付と言うが、県は償還払いしか認めないという制度になっている。

市町としては、現物給付を市民町民のために求めているところはあるが、そうすると医療費が増えるのではないかと制度が認めてもらえないという議論がずっとあって。中には県には頼らずに自分たちの力で現物給付に取り組まれている市町もあるが、現状では長崎市はそこまで対応ができないため、引き続き県にその現物給付制度を求める要望をしているという状況である。

### 【委員】

よく分かった。

### 【会長】

仕方ない部分はあるかもしれないが、働きかけをしていただけたらと思う。他に何かご質問やご意見はないか。なければこれで審議を終了する。